

原安防発 第 19号  
2022年7月28日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

関西電力株式会社  
原子力事業本部  
原子力安全・技術部門統括  
佐藤 拓

美浜発電所原子力事業者防災業務計画の  
特定重大事故等対処施設の運用開始に伴う施行について

美浜発電所原子力事業者防災業務計画（2022年6月24日届出）の第3節 附則  
の1および2について、2022年7月28日より施行しますのでご連絡いたします。

以上

添付資料

1. 美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表（抜粋）

## 美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
<p>美浜発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p><u>2021年8月</u> 関西電力株式会社</p>	<p>美浜発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p><u>2022年6月</u> 関西電力株式会社</p>	

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
<p>第5章 その他</p> <p>第1節 福井県内の他原子力事業者への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-1-3-1に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p>(2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力</p> <p>(3) 上記(1)および(2)による協力を円滑に進めるための別図5-1-1-9に定める発電所支援会議の設置</p> <p>第2節 福井県外の原子力事業者等への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-2-3-2に定める要員の派遣および資機材の貸与</p>	<p>第5章 その他</p> <p>第1節 福井県内の他原子力事業者への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-1-3-1に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p>(2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力</p> <p>(3) 上記(1)および(2)による協力を円滑に進めるための別図5-1-1-9に定める発電所支援会議の設置</p> <p>第2節 福井県外の原子力事業者等への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-2-3-2に定める要員の派遣および資機材の貸与</p>	<p>附則の修正</p>
<p>第5章 その他</p> <p>第1節 福井県内の他原子力事業者への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-1-3-1に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p>(2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力</p> <p>(3) 上記(1)および(2)による協力を円滑に進めるための別図5-1-1-9に定める発電所支援会議の設置</p> <p>第2節 福井県外の原子力事業者等への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-2-3-2に定める要員の派遣および資機材の貸与</p>	<p>第3節 附則</p> <p>1. 本計画のうち、美浜3号機の「特重フェイルタレント」および特重施設に係る事項については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日から適用する。</p> <p>2. 本計画のうち、美浜3号機の蓄電池(3系統目)に係る事項については、蓄電池(3系統目)の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日から適用する。</p> <p>3. 本計画のうち、発電所原子力防災組織の職務に係る事項については、組織改正に係る保規定施行日から適用することとし、それまでの間は以下のとおり読み替える。  <u>第2章第5節4. 気象観測設備、5. 安全パラメータ表示システムおよび6. 安全パラメータ伝送システムのうち、「電気保修課長」は、「計装保修課長」と読み替える。</u></p>	<p>30</p>

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由																																																																		
<p>別表2-1-1 原子力防災要員の職務と配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 務</th> <th>配 置</th> <th>要 員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整</td> <td>発電所内</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態に急応対および原子力災害事後対策についての相互の協力</td> <td>発電所内または原子力防災センター</td> <td>4名以上</td> </tr> <tr> <td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報</td> <td>発電所内または原子力防災センター</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握</td> <td>発電所内または原子力防災センター</td> <td>5名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施</td> <td>発電所内</td> <td>37名*以上</td> </tr> <tr> <td>防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに緊急の復旧</td> <td>発電所内</td> <td>16名*以上</td> </tr> <tr> <td>放射性物質による汚染の除去</td> <td>発電所内または原子力防災センター</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>被災く者の救助その他の医療に関する措置の実施</td> <td>発電所内</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送</td> <td>発電所内</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内の整備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導</td> <td>発電所内</td> <td>3名以上</td> </tr> </tbody> </table>	職 務	配 置	要 員 数	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	3名以上	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態に急応対および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または原子力防災センター	4名以上	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力防災センター	3名以上	原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または原子力防災センター	5名以上	原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	37名*以上	防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに緊急の復旧	発電所内	16名*以上	放射性物質による汚染の除去	発電所内または原子力防災センター	3名以上	被災く者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	3名以上	原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	3名以上	原子力事業所内の整備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	3名以上	<p>別表2-1-1 原子力防災要員の職務と配置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 務</th> <th>配 置</th> <th>要 員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整</td> <td>発電所内</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態に急応対および原子力災害事後対策についての相互の協力</td> <td>発電所内または原子力防災センター</td> <td>4名以上</td> </tr> <tr> <td>特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報</td> <td>発電所内または原子力防災センター</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握</td> <td>発電所内または原子力防災センター</td> <td>5名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施</td> <td>発電所内</td> <td>37名*以上</td> </tr> <tr> <td>防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに緊急の復旧</td> <td>発電所内</td> <td>16名*以上</td> </tr> <tr> <td>放射性物質による汚染の除去</td> <td>発電所内または原子力防災センター</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>被災く者の救助その他の医療に関する措置の実施</td> <td>発電所内</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送</td> <td>発電所内</td> <td>3名以上</td> </tr> <tr> <td>原子力事業所内の整備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導</td> <td>発電所内</td> <td>3名以上</td> </tr> </tbody> </table>	職 務	配 置	要 員 数	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	3名以上	原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態に急応対および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または原子力防災センター	4名以上	特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力防災センター	3名以上	原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または原子力防災センター	5名以上	原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	37名*以上	防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに緊急の復旧	発電所内	16名*以上	放射性物質による汚染の除去	発電所内または原子力防災センター	3名以上	被災く者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	3名以上	原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	3名以上	原子力事業所内の整備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	3名以上	<p>変更なし</p>
職 務	配 置	要 員 数																																																																		
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	3名以上																																																																		
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態に急応対および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または原子力防災センター	4名以上																																																																		
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力防災センター	3名以上																																																																		
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または原子力防災センター	5名以上																																																																		
原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	37名*以上																																																																		
防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに緊急の復旧	発電所内	16名*以上																																																																		
放射性物質による汚染の除去	発電所内または原子力防災センター	3名以上																																																																		
被災く者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	3名以上																																																																		
原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	3名以上																																																																		
原子力事業所内の整備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	3名以上																																																																		
職 務	配 置	要 員 数																																																																		
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	3名以上																																																																		
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態に急応対および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または原子力防災センター	4名以上																																																																		
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力防災センター	3名以上																																																																		
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または原子力防災センター	5名以上																																																																		
原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	37名*以上																																																																		
防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに緊急の復旧	発電所内	16名*以上																																																																		
放射性物質による汚染の除去	発電所内または原子力防災センター	3名以上																																																																		
被災く者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	3名以上																																																																		
原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	3名以上																																																																		
原子力事業所内の整備および原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	3名以上																																																																		

(注) ※：別途定めるところにより活動を行う緊急安全対策要員を含む

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行

修 正 案

理 由

新規作成

別表2-1-1-1 原子力防災要員の職務と配置<sup>※1</sup>

職 務	配 置	要 員	要 員 数
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣総理大臣および原子力規制委員会（事業所外避難に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員および国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	本部門 情報班員	3名以上
原子力災害合同避難協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態応急対策および原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 安全管理班員	4名以上
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内または原子力 防災センター	本部門 広報班員	3名以上
原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内または 原子力防災センター	副本部長 本部門 放射線管理班員 発電班員	5名以上
原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	発電班員	3.9名 <sup>※2</sup> 以上
防災に関する施設または設備の整備および点検ならびに応急の復旧	発電所内	保修班員	1.6名 <sup>※2</sup> 以上
放射性物質による汚染の除去	発電所内または 原子力防災センター	放射線管理班員 保修班員	3名以上
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	総務班員 保修班員	3名以上
原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部門 総務班員	3名以上
原子力事業所内の警備および原子力事業者等における従業者等の避難誘導	発電所内	安全管理班員 保修班員	3名以上

※1：本表は特定重大事故等対応設備における工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力防災施設に係る使用計画に基づき適用する。

※2：別途定めるところにより活動を行う緊急安全対策要員等を含む。

要員追加による原子力防災体制の充実

適用時期の明確化

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行

別表2-3-4 原子力防災資機材

Table with columns: 分類 (Classification), 品名 (Item Name), 数量 (Quantity), 点検内容 (Inspection Content), 点検頻度 (Inspection Frequency), 保管場所 (Storage Location). Rows include items like 汚染防護服 (Contamination Protection Suit), 呼吸器 (Respirator), 非常用通信機 (Emergency Communication Device), etc.

※1：機能確認には外観点検、整備確認を含む。外観点検には整備確認を含む。  
※2：使用済燃料ピット区域エリアモニタのうち可搬式については1回/年

修 正 案

別表2-3-4 原子力防災資機材

Table with columns: 分類 (Classification), 品名 (Item Name), 数量 (Quantity), 点検内容 (Inspection Content), 点検頻度 (Inspection Frequency), 保管場所 (Storage Location). Rows include items like 汚染防護服 (Contamination Protection Suit), 呼吸器 (Respirator), 非常用通信機 (Emergency Communication Device), etc.

※1：機能確認には外観点検、整備確認を含む。外観点検には整備確認を含む。  
※2：使用済燃料ピット区域エリアモニタのうち可搬式については1回/年

理 由

変更なし



美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行		修 正 案		理 由	
別表2-3-5 原子力防災関連資機材					
分 類	名 称	数 量	点 検 内 容 <sup>※1</sup>	点 検 頻 度	保管場所
放射線障害等 防護用器具	ダストマスク	31個	機能確認	1回/年	緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 モニタリングカー
	自給式呼吸器	5個	機能確認	1回/年	A中央制御室
非常用通信 機器	高線量対応防護服	10着	外観点検	1回/年	緊急時対策所
	社内ホットライン	1回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所
	NTT電話回線	17回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所
	社内電話（原子力事業本部間/各発電所間）	14/8回線	機能確認	1回/年	発電所敷地内
	衛星回線社内電話	1回線	機能確認	1回/年	発電所敷地内
	無線装置	4台	機能確認	2回/年	緊急時対策所
	衛星携帯電話	10台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 モニタリングカー
	緊急時衛星通報システム（フレクシミリ）	10台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 事務所
	テレビ会議システム	2台	機能確認	2回/年	緊急時対策所
	フレクシミリ	5台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟
統合原子力 防災ネットワークに接続する通信機器（衛星系/地上系）	電話	9台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟
	安全パルスマータ伝送システム <sup>※2</sup>	1式	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟
計測器等	可搬型モニタリングポスト	1台	機能確認	1回/年	事務所別館 3号機メタクラ室
	ホールボディアカウンタ	1台	機能確認	1回/年	事務所別館 ホールボディアカウンタ室
その他資機 材	緊急時車両（ライトバン）	1台	機能確認	道路運送車両法による	発電所敷地内駐車 場
	非常用食糧	3,360食	数量確認	1回/年	発電所敷地内
	サーマルカメラ	1台	機能確認	1回/年	緊急時対策所
別表2-3-5 原子力防災関連資機材					
分 類	名 称	数 量	点 検 内 容 <sup>※1</sup>	点 検 頻 度	保管場所
放射線障害等 防護用器具	ダストマスク	31個	機能確認	1回/年	緊急時対策所 A中央制御室 B中央制御室 モニタリングカー
	自給式呼吸器	5個	機能確認	1回/年	A中央制御室
非常用通信 機器	高線量対応防護服	10着	外観点検	1回/年	緊急時対策所
	社内ホットライン	1回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所
	NTT電話回線	17回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所
	社内電話（原子力事業本部間/各発電所間）	14/8回線	機能確認	1回/年	発電所敷地内
	衛星回線社内電話	1回線	機能確認	1回/年	発電所敷地内
	無線装置	4台	機能確認	2回/年	緊急時対策所
	衛星携帯電話	10台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 モニタリングカー
	緊急時衛星通報システム（フレクシミリ）	10台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 事務所
	テレビ会議システム	2台	機能確認	2回/年	緊急時対策所
	フレクシミリ	5台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟
統合原子力 防災ネットワークに接続する通信機器（衛星系/地上系）	電話	9台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟
	安全パルスマータ伝送システム <sup>※2</sup>	1式	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟
計測器等	可搬型モニタリングポスト	1台	機能確認	1回/年	事務所別館 3号機メタクラ室
	ホールボディアカウンタ	1台	機能確認	1回/年	事務所別館 ホールボディアカウンタ室
その他資機 材	緊急時車両（ライトバン）	1台	機能確認	道路運送車両法による	発電所敷地内駐車 場
	非常用食糧	3,360食	数量確認	1回/年	発電所敷地内
	サーマルカメラ	1台	機能確認	1回/年	緊急時対策所

※1：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。  
 ※2：ERSSへの伝送項目は、別表2-3-16のとおり。

記載の適正化（保管場所の適正化）

美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行

修 正 案

理 由

新規作成

別表2-3-5 原子力防災関連投資機材<sup>※1</sup>

分 類	名 称	数	点 検 内 容 <sup>※2</sup>	点 検 頻 度	保管場所
放射線検出 防護器具	ダストマスク	31個	機能確認	1回/年	緊急時対策所 A中火御室 B中火御室 モニタリングカー
	自給式呼吸器	5個	機能確認	1回/年	A中火御室
	高線量対応防護服	10着	外観点検	1回/年	緊急時対策所
	社内ボットライン	1回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所
	NTT電話回線	17回線	機能確認	1回/年	発電所敷地内
	社内電話（原子力事業本部用/各発電所間）	14/8回線	機能確認	1回/年	発電所敷地内
	衛星回線社内電話	1回線	機能確認	1回/年	緊急時対策所
	無線装置	4台	機能確認	2回/年	緊急時対策所 事務所 モニタリングカー
	衛星電話	1.2台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 B中火御室 その他送電所敷地内
	衛星携帯電話	10台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 事務所
統合原子力 防災システム フローに按 統する通信 機器（衛星 系/地上 系）	緊急時衛星通報システム （ファクシミリ）	1台	機能確認	2回/年	緊急時対策所
	テレビ会議システム	2台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟
	ファクシミリ	5台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟
	電話	9台	機能確認	1回/年	緊急時対策所 免震事務棟
	安全パラメータ伝送 システム <sup>※3</sup>	1式	機能確認	1回/年	3号機メタクラ室
	可搬型モニタリングポスト	1台	機能確認	1回/年	事務所別館
	ホールボブディカウンタ	1台	機能確認	1回/年	ホールボブディカウン タ室
	緊急時車両（ライトバン）	1台	機能確認	遊覧運送車両 法による	発電所敷地内駐車場
	非常用食糧	3,465食	数量確認	1回/年	発電所敷地内
	サーマルカメラ	1台	機能確認	1回/年	緊急時対策所

※1：本表は特定重大事故等対処計画における工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力施設に係る使用品目を確認した日付から適用する。

※2：機能確認には外観点検、数量確認を含む。外観点検には数量確認を含む。

※3：E R S Sへの伝送項目は、別表2-5-16のとおり。

適用時期の明確化

要員追加による原子  
力防災体制の充実  
(以下、同じ。)





美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由									
<p>—</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="266 1120 331 1198">1.2号機</td> <td data-bbox="266 963 331 1120"></td> <td data-bbox="266 672 331 963"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1120 413 1198">3号機</td> <td data-bbox="331 963 413 1120"></td> <td data-bbox="331 672 413 963"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="413 1120 798 1198">—</td> <td data-bbox="413 963 798 1120"> <p>○</p> </td> <td data-bbox="413 672 798 963"> <p>記載の適正化 (GE 25の頁移動に伴う頁番号の変更) (以下、同じ。)</p> <p>既存の重大事故等対処設備を用いた判断基準の明確化</p> <p>適用時期の明確化</p> <p>GE 25は前頁より移動</p> </td> </tr> </table>	1.2号機			3号機			—	<p>○</p>	<p>記載の適正化 (GE 25の頁移動に伴う頁番号の変更) (以下、同じ。)</p> <p>既存の重大事故等対処設備を用いた判断基準の明確化</p> <p>適用時期の明確化</p> <p>GE 25は前頁より移動</p>	<p>記載の適正化 (GE 25の頁移動に伴う頁番号の変更) (以下、同じ。)</p> <p>既存の重大事故等対処設備を用いた判断基準の明確化</p> <p>適用時期の明確化</p> <p>GE 25は前頁より移動</p>
1.2号機											
3号機											
—	<p>○</p>	<p>記載の適正化 (GE 25の頁移動に伴う頁番号の変更) (以下、同じ。)</p> <p>既存の重大事故等対処設備を用いた判断基準の明確化</p> <p>適用時期の明確化</p> <p>GE 25は前頁より移動</p>									



美浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行		修 正 案		理 由
区分	AL	AL	AL	
事象番号	原災および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原災および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原災および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	
SE	43	SE	43	
GE	-	GE	-	
<p>別表3-1-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解説 (27/37)</p> <p>【解説】                      (1) 運転モード1、2、3および4において適用する。                      (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内の格納容器内高レベルシエリフモニタで<math>1 \times 10^5 \text{ m}^3 \text{ V/h}</math>未満である場合をいう。                      (3) 「原子力格納容器圧力速がしきい値を超過」とは、「特重アラーム」の発報をいう。                      &lt;補足&gt;                      【特重アラーム】については、特重施設工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力施設に係る使用前に確認項目から適用する。</p>		<p>別表3-1-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解説 (28/38)</p> <p>【解説】                      (1) 運転モード1、2、3および4において適用する。                      (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内の格納容器内高レベルシエリフモニタで<math>1 \times 10^5 \text{ m}^3 \text{ V/h}</math>未満である場合をいう。                      (3) 「原子力格納容器圧力速がしきい値を超過」とは、「特重アラーム」の発報をいう。                      &lt;補足&gt;                      【特重アラーム】については、特重施設工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力施設に係る使用前に確認項目から適用する。</p>		記載の適正化 (GE 25の頁移動に伴う頁番号の変更) (以下、同じ。)
<p>別表3-1-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解説 (27/37)</p> <p>【解説】                      (1) 運転モード1、2、3および4において適用する。                      (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内の格納容器内高レベルシエリフモニタで<math>1 \times 10^5 \text{ m}^3 \text{ V/h}</math>未満である場合をいう。                      (3) 「原子力格納容器圧力速がしきい値を超過」とは、「特重アラーム」の発報をいう。                      &lt;補足&gt;                      【特重アラーム】については、特重施設工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力施設に係る使用前に確認項目から適用する。</p>		<p>別表3-1-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解説 (28/38)</p> <p>【解説】                      (1) 運転モード1、2、3および4において適用する。                      (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内の格納容器内高レベルシエリフモニタで<math>1 \times 10^5 \text{ m}^3 \text{ V/h}</math>未満である場合をいう。                      (3) 「原子力格納容器圧力速がしきい値を超過」とは、「特重アラーム」の発報をいう。                      &lt;補足&gt;                      【特重アラーム】については、特重施設工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子力施設に係る使用前に確認項目から適用する。</p>		記載の適正化



